



消費生活相談

ハウスクリーニングに15万？ ～アパート退去時の請求～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

大学生の娘が2年間居住した賃貸アパートを退去することになり、母親の私が立ち会った。

その際、壁や床などの補修費用とハウスクリーニング代に15万円を請求された。

わざと傷をつけたものではないのに、補修費用に15万円と高額に請求されるのは納得いかない。

【ひとことアドバイス】

- 国土交通省の「原状回復をめぐるガイドライン」では、通常使用による破損や経年劣化によるものは貸し主負担、通常使用を超えて生じたものは借り主負担とされています。
- ハウスクリーニング費用は、通常使用の場合は経年劣化に関係なく貸し主が負担し、通常使用で清掃などを実施していない場合や、入居時の契約書（特約）などにクリーニング代の負担が借り主と記載されている場合は借り主負担となる可能性があります。修繕費用などで納得がいかない場合は、貸し主に十分な説明を求めましょう。
- 話し合いがつかない場合は、申立費用が安く、手続きにかかる期間が短い少額訴訟制度というものがありますので利用するのも一案です。

<契約時の注意点>

- 賃貸借契約の内容、特に契約事項をしっかりと確認しましょう。
- 入居前からの傷や汚れなどは貸し主の立ち合いで部屋の状況を確認したり、写真を撮って保存しておきましょう。